

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A県A市に所在する会社B（以下「会社」という。）に採用され、同社のC支店（以下「支店」という。）に配属となり、支店において○係として就労していた。

請求人によると、被災者は、入社直後から支店の人員不足と支援体制の欠如による慢性的な長時間残業及び過重業務を強いられ憔悴しきっていたという。

被災者は、平成○年○月○日、自宅において死亡しているところを父親によって発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成○年○月○日午前○時頃、直接死因：窒息死、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害の発病について

被災者に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け「被災者に係る業務起因性の医学的見解」において、発病の状況及び経過等から、被災者に発病した精神障害は、I C D－1 0 診断ガイドラインの「F 4 3. 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）と判断され、発病時期は平成○年○月中旬頃とするのが相当であるとしている。被災者の症状等の経過に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

なお、この点につき、請求人らは、被災者の母が平成○年○月下旬頃に被災者のアパートを訪れた際の被災者の不眠等の異常な状況に照らせば、被災者に発病した精神障害はうつ病というべきである旨主張するが、これを裏付ける客観的な医証もないことから被災者に発病した精神障害及びその発病時期は上記専門部会の意見のとおりというべきであって、請求人らの主張を採用することはできない。

(2) 業務による心理的負荷の判断基準について

精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226号第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検

討する。

(3) 本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷について

ア 特別な出来事について

本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1「業務による心理的負荷表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的な長時間労働は認められない。

イ 特別な出来事以外の出来事について

請求人らは、評価期間における業務による心理的負荷となった主な出来事として、前記2の(2)ないし(4)のとおり主張しているので、以下検討する。

(ア) 新人教育・業務支援・業務内容について

a 新人教育の欠如

(a) 請求人らは、被災者に対する適切な新人教育が行われなかった旨主張する。

(b) しかしながら、被災者に対しては、入行直後の平成○年○月○日から同月○日まで新入行員研修が集中的に行われ、これに引き続いて、同年○月以降も、融資案件処理業務・融資業務・外国為替業務・ローン業務・貸金庫業務等に関する研修が継続して行われたことが明らかである。そして、被災者に対する日常的な指導は、D及びEの両名の指導係により、具体的かつ丁寧に行われていたことが認められる。また、被災者の新入行員ノート及び窓口日誌からも、被災者の疑問や研修内容に対する要望などに対し、指導員がきめ細かに具体的かつ適切な助言と指導を行っていることが認められる。このように、被災者に対しては、決定書理由第2の(2)イ(イ)㉠cに説示のとおり、組織的な新人教育が日常的に行われていたものといえることができる。

(c) したがって、請求人らの上記主張は、採用することができない。

b 難度の高い業務の担当

(a) 請求人らは、被災者が入行して僅か2か月後の平成○年○月頃以降、不動産担保管理業務や不動産担保解除業務などの顧客折衝業務、融資業務の期日管理(期限管理)の格付けや条件変更等の顧客との個別折

衝業務など、難度の高い業務を単独で任されていた旨主張する。

(b) しかしながら、被災者が平成○年○月○日から不動産担保管理業務を、また、同年○月から不動産担保解除業務を任されたことを裏付ける資料は存在しない。請求人らが指摘する被災者の新入行員ノートには、平成○年○月○日に不動産担保管理について教育を受けたこと、また、同年○月○日からの週の後半に不動産担保全部抹消について教育を受けたことの記載があるにすぎない。

(c) また、請求人らが主張する融資業務の期日管理（期限管理）の格付けや条件変更等の顧客との個別折衝業務などについては、被災者の窓口日誌によれば、被災者が平成○年○月○日頃以降にそれらの業務に従事していたことが認められ、店内協議書（その他変更用）、店内協議書（新規・継続用）、格付作業（平成○年○月○日）、格付作業（平成○年○月○日）などによれば、これらの関係資料の担当者欄や書類の欄外には被災者の押印があり、被災者が平成○年○月以降頃、上記の各資料の作成に従事していたことが認められる。

しかしながら、上記の各業務へ従事したことは評価期間の後の出来事であるから心理的負荷の評価の対象とはならないものであるのみならず、決定書理由第2の（2）イ（イ）㊦aに説示のとおり、被災者が従事した業務は、新入行員が任される程度の初歩的な通常業務の範囲内の業務であって、高度な判断を求められたり、個別案件の全部を単独で責任を持って任されるなど、新入行員にとって著しく遂行することが困難な業務を強いられたということはできないし、これを裏付けるに足りる客観的かつ的確な証拠は存在しない。

(d) 以上の諸点に照らし、請求人らの上記主張は、採用することができない。

c ○係の減員による業務量の増加

(a) 請求人らは、平成○年○月○日付けで転勤したFの後任の補充がなく、被災者の業務量が一気に増加した旨主張する。

(b) しかしながら、決定書理由第2の（2）イ（イ）㊦bに説示のとおり、○係行員の申述によれば、異動し減員となったFの担当業務のほとんどをGが引き継いだりしているので、Fの異動後、被災者の業務

量に多少の影響があったとしても、被災者1人に減員後の負担を強いるようなことはなかったことが認められ、これに反する証拠は存在しない。

(c) したがって、請求人らの上記主張は、採用することができない。

d 総合評価

以上のことからすると、請求人らが主張する新人教育・業務支援・業務内容等の出来事については、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）に該当するものと認められるものの、上記の諸点に照らし、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(イ) 上司Hとのトラブルについて

a 平成○年○月○日のハラスメント

(a) 請求人らは、被災者が日常的にHからハラスメントを受けていたところ、平成○年○月○日には、スーパー定期を解約する顧客が来店した旨を伝えたところ、Hは、いきなり頭ごなしに「出来んのか。幼稚園児か。タココラ」と被災者を罵倒した旨主張する。

(b) この点については、○係の同僚としてHの被災者に対する言動を直接的に現認することのできる状況にあったE・D・K・L・M・Nらは、いずれもHが被災者に対して厳しい叱責を日常的に行っていた事実はなかった旨を申述しているところ、これらの申述内容に不自然かつ不合理な点はないことに照らし、決定書理由第2の(2)イ(イ)④に説示のとおり、Hが被災者を標的として日常的に業務指導の範囲を逸脱するような言動行っていた事実を認めることはできないし、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

(c) なお、請求人らが主張する平成○年○月○日のHの被災者に対する叱責については、H及びPは、その事実はなかった旨申述するが、被災者はQに対し、同日午後7時14分頃、請求人らの主張に係る内容の叱責をHから受けた旨の内容のメールを送信している事実が認められる。

しかしながら、仮に上記の内容の叱責があったとしても、それは、

業務指導に関連する約10分程度の単発的なものであること、及び、上記のメールを受信したQは、「メールを受信したが、実際にどういう言われ方をしたのかまでは聞いていない。その後会った時に、このメールの内容の件について話をしたような気もするが、覚えていない。冗談っぽく、少しおどけながら話をしていた記憶がある。」旨を述べていることなどの事実も認められる。

b 平成○年○月末のハラスメント

(a) 請求人らは、平成○年○月末頃にも、住宅ローンの繰上返済を求めるクレームの多い顧客が来店した際、Hは被災者に対して経験したことのない窓口対応を指示した旨主張する。

(b) しかしながら、請求人らの主張する出来事は、評価期間の後の出来事であるから心理的負荷の評価の対象とはならない。

c 総合評価

以上のことからすると、請求人らが主張する上司Hとのトラブルの出来事については、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）に該当するものと認められるものの、上記の諸点に照らし、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(ウ) 長時間労働について

a 昼食休憩

(a) 請求人らは、被災者が平成○年○月頃には昼食休憩を取ることもしないほどの過重な業務に追われていた旨主張する。

(b) この点について、Eは、「被災者は、昼食を摂ったり摂らなかったりしていた。最初の3か月間は、休憩はしっかり1時間取らせていた。4か月以降は、休憩を取らず食事も摂らないことがあったが、どの程度であったかは記憶にない。昼食休憩は、毎日しっかり取れる環境にあったと思う。」旨を述べ、Dは、「被災者は、基本的には、1時間の昼食休憩を取っていた。」旨を述べ、R次長は、「被災者は昼食休憩を取らないことが頻繁にあったという印象はない。しっかり休憩が取れる環境であったと思う。」旨を述べるのに対し、Kは、「被災者は昼食は食べないのかなと思った。多分、食べに行っていないことの方が多

かったと思う。○係では、昼食休憩が取りづらい雰囲気はない。」旨を述べ、Lは、「被災者は、昼食が摂れないことはあったと思う。窓口が開いている時間帯は、なかなか昼食を摂ることはできないと思う。」旨を述べ、Sは、「被災者は、入社当初から昼食を摂っていなかった。しかし、仕事が途中でも食事休憩は取れるので、あえて自分から休憩を取らなかったと思う。」旨を述べている。

上記の各申述を総合して考察すれば、決定書理由第2の(2)イ(イ)㊦に説示のとおり、被災者は、昼食休憩をおおむね取得できる状況にあったものの、ときには被災者自身の意思で昼食休憩を取得しなかったものと認められる。

(c) 以上の諸点に照らし、請求人らの上記主張は、採用することができない。

b 終業時刻と始業時刻

(a) 請求人らは、時間外勤務記録簿の業務終了時刻の記載、時間外勤務指示命令簿の退行時刻の記載は正確ではなく、現実の退行時刻は時間外勤務指示命令簿に記載された退行時刻よりも平均的にみて2時間は遅い時刻であった旨主張する。

(b) しかしながら、時間外勤務記録簿、時間外勤務指示命令簿及び警備記録の各記載については、決定書理由第2の(2)イ(イ)㊦に説示のとおり、被災者の始業時刻を除いては、特に不合理な点はなく、記録の改ざんが疑われる証拠も存在しない。

なお、被災者の始業時刻については、E・S及びLらが、被災者はおおむね午前7時45分には出勤して清掃をしていた旨を述べていることに照らし、当審査会としても、上記の各記録にかかわらず、午前7時45分とすることが相当であると判断する。

(c) 以上の諸点に照らし、終業時刻に関する請求人らの上記主張は、採用することができない。

c 時間外労働時間数について

上記の諸点を総合すると、当審査会としても、被災者の評価期間における時間外労働時間数は、始業時刻を午前7時45分、終業時刻を時間外勤務記録簿に記載された時刻、1時間の昼食休憩を取得したことなど

を前提として、監督署長が認定した時間数が相当であるものと判断する。これによれば、被災者の評価期間における時間外労働時間数は、到底1か月当たり80時間を超えるものではない。

また、仮に、始業時刻を午前7時45分、支店勤務日における終業時刻を警備記録に記載されたセット時刻とし、昼食休憩も取らなかったことなどを前提として、時間外労働時間数を算定すれば、その結果は、審査官作成の労働時間集計表のとおりとなるが、これによっても、決定書理由第2の(2)イ(イ)㊦に説示のとおり、被災者の評価期間における時間外労働時間数は、1か月当たり最大でも60時間程度にすぎない。

ウ 全体評価について

上記のア及びイに検討したところを総合すれば、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が2つであるから、当審査会としても、被災者の業務による出来事の心理的負荷の全体評価は「弱」と判断する。

(4) 精神障害の悪化について

ア 認定基準によれば、業務以外の原因や業務による弱い(「強」と評価できない)心理的負荷により発病して治療が必要な状態にある精神障害が悪化した場合、悪化の前に強い心理的負荷となる業務による出来事が認められることをもって直ちにそれが当該悪化の原因であるとまで判断することはできず、原則としてその悪化について業務起因性は認められないが、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うものとされている。

イ しかしながら、決定書理由第2の(2)イ(ウ)に説示のとおり、本件については、発病後に業務起因性を認めるに足りる「特別な出来事」を認めるに足りる証拠はないから、仮に本件疾病の発病後に本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとしても、当該悪化につき業務起因性を認めることはできない。

(5) 請求人のその他の主張及び事実関係についても、一件記録により子細に検討したが、上記の事実認定及び判断を左右するものはいだせなかった。

請求人らが提出した S・Q・T・U からの聴取報告書をもってしても、上記の事実認定及び判断を覆すに足りるものであるとは認められない。

- (6) 以上のとおり、被災者は、平成〇年〇月中旬頃、ICD-10 診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病したが、発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、また、発病後の「特別な出来事」に該当する出来事も認められないことから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

3 請求人らの処分の申立てについて

- (1) 請求代理人は、平成〇年〇月〇日付け「処分の申立書(1)」及び「処分の申立書(2)」を提出して、労働保険審査官及び労働保険審査会法第46条第1項に基づき、会社に対して各種文書の提出を命ずることの申立てをしている。

- (2) しかしながら、請求代理人が会社に提出を求める各種文書は、これのみをもっては、被災者が業務案件に関与した程度及び内容を客観的かつ的確に判断し得るものであるか否かは必ずしも明らかではないこと、被災者が関与した業務内容については、E・D・I・R次長・S・L・N・K・Nなど、被災者の身近で日常的に勤務していた多くの同僚からの聴取書及び聴取報告書があること、及び、会社は、審査官からの提出要求に応じて「店内協議書」及び「信用等级付表(法人)」を各2部提出していること、以上の諸点に照らし、当審査会としては、請求代理人の求める各種文書の提出を会社に対して命じる必要はないものと判断する。

- 4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。